２　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、特定信用事業電子決済等代行業再委託者（第五十条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合においては、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は同項各号の組合を介して当該事項を明らかにすることができる。

３　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　法第百十条第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四　利用者との間で継続的に法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五　利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合には、その旨

六　（略）

（組合又は連合会が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第五十条の三十一の三十六　特定信用事業電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業の利用者との間で法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、特定信用事業電子決済等代行業者の業務を法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合においては、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は同項各号の組合を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

第五十条の三十一の三十七　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百十条第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した貯金者に対し、当該行為に基づき同号の組合が行った貯金者が当該組合に開設している貯金の口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、特定信用事業電子決済等代行業者は、当該通知を、当該組合又は特定信用事業電子決済等代行業再委託者（特定信用事業電子決済等代行業再委託者にあっては、特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

２　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、特定信用事業電子決済等代行業再委託者（第五十条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合においては、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は同項各号の組合を介して当該事項を明らかにすることができる。

３　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　法第百二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四　利用者との間で継続的に法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五　利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合には、その旨

六　（略）

（組合又は連合会が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第五十条の三十一の三十六　特定信用事業電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業の利用者との間で法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、特定信用事業電子決済等代行業者の業務を法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合においては、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は同項各号の組合を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

第五十条の三十一の三十七　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した貯金者に対し、当該行為に基づき同号の組合が行った貯金者が当該組合に開設している貯金の口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、特定信用事業電子決済等代行業者は、当該通知を、当該組合又は特定信用事業電子決済等代行業再委託者（特定信用事業電子決済等代行業再委託者にあっては、特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。